

●●●●● **地域の危険度マップ〈富津地区〉** ●●●●●

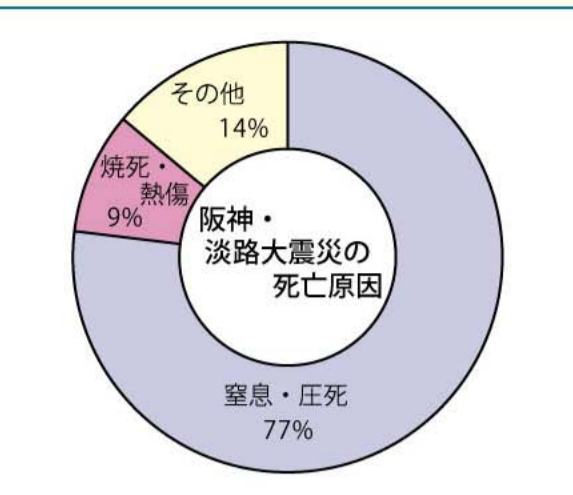
この地図は、地震の揺れによる建物被害発生危険度分布を相対的に示したもので、「揺れやすさマップ」の揺れによって**建物が全壊すると予想される割合を「危険度」として表示したものです。**

■ **恐ろしい家屋の倒壊**

地震による死亡やケガの原因で最も多いのは、家屋の倒壊や家具の転倒による「窒息・圧死」であり、阪神・淡路大震災での死者の約8割を占めていました。



木造建物被害の例（平成19年7月新潟県中越沖地震）

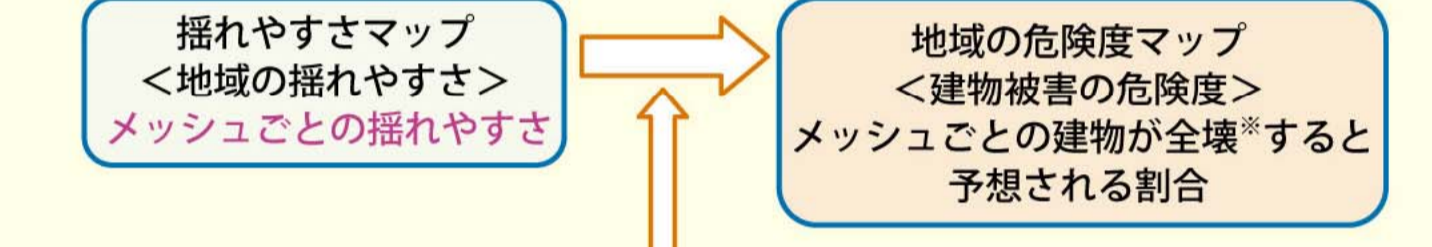


『阪神・淡路大震災調査報告 総集編』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会、(2000)『厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況』(1995.12)より作成

皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

■ **地域の危険度マップで建物被害発生危険度分布を把握**

「地域の危険度マップ」は、大字ごとに分布する建物の建築年代や構造を集計し、その割合と50mメッシュ単位の揺れやすさをともに全壊^{*}すると予想される建物の割合を表示したものです。危険度の数値が大きくなるほど地域の建物を受ける被害が大きくなります。



建築年代や構造を考慮した建物分布

^{*}全壊：住居が居住のための基本的機能を喪失したもの
 ・住宅の全体、もしくは一部の階が全て倒壊している場合
 ・外壁や柱の傾斜が1/20以上である場合

■ **住まいの耐震性を確保しましょう**

地震による死傷者の多くは、建物の倒壊や家具類の転倒による被害です。建物の耐震性を確保することは、地震による死傷者を減らすことにつながります。また、地震後の避難・救助活動にも有効となりますので、建物の耐震診断を行い、診断結果をもとに耐震改修や建て替えを検討しましょう。

■ **木造住宅の耐震診断**

- 木造住宅の耐震性には、主に3つのチェックポイントがあるとされています。
 - 新耐震設計基準（昭和56年施行）に基づき設計されていますか？
 → 新耐震設計基準を満たしていれば、問題ありません。
 - 住宅が過去に大きな災害を経験したことがありますか？
 → 浸水被害も要注意です。
 - 住宅が傾いているのが肉眼でもわかる、壁に長い斜めのひび割れが入っている、偏って大きな窓があるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がありませんか？
 → 耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。

■ **マンションの耐震診断**

地震によって被災したマンションでは、修理・建て替えを巡って住民相互の合意形成がスムーズに行えないこともあります。良好な住環境を維持するためにも、早めに耐震診断・耐震補修に取り組みましょう。

なお、富津市では無料耐震相談会、木造住宅耐震相談事業等を行っています。街づくり課までお気軽にご相談下さい。

■ **家具や家電製品の地震対策も忘れずに**

住宅の倒壊を免れても、タンスなどの家具が転倒、テレビや電子レンジが飛び、ガラスが砕け散るなど、何気ないものが一瞬にして凶器に変わります。新潟県中越地震によるケガの原因の4割以上が家具類の転倒・落下物といわれています。また、ケガをすることで避難行動に大きな支障がでることがあります。

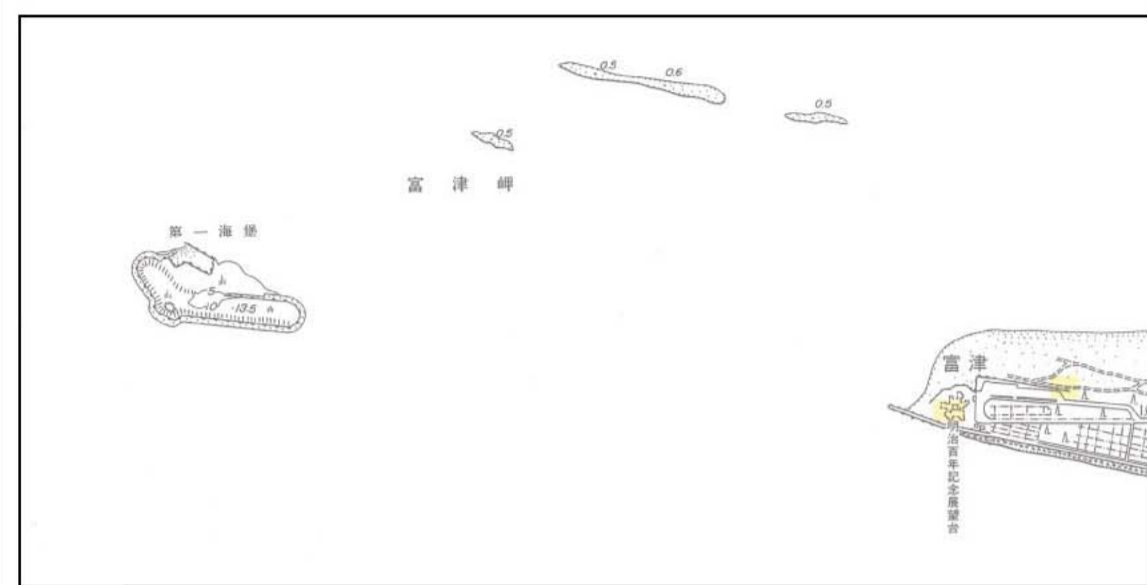


■ **室内の安全性を確保しましょう**

- 固定器具などで、家具や家電製品を固定する。
- 食器等の飛散防止のため、引き戸の食器棚とするが扉の開閉を防ぐ工夫をする。
- 寝室には家具や家電製品をなるべく置かない。
- 新築やリフォームの際には、造り付けの家具やクローゼットの設置を検討する。
- 家具の中身は、重いものを下に、軽いものを上に置く。
- ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。

注 この地図は、大字を単位とした地域ごとに建物の構造や建築した年代を集計し、地域の危険性を評価したものです。良く揺れる地域であったり、古い木造住宅が多い地域は、相対的に危険度が高くなります。次のようなことを考えながら、「我が家の耐震対策」にお役立てください。

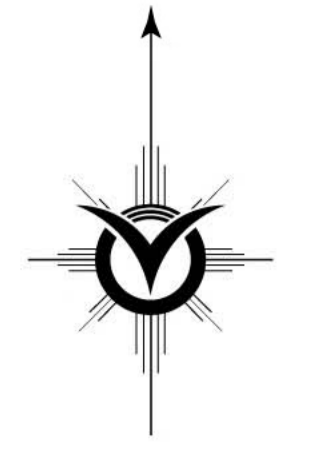
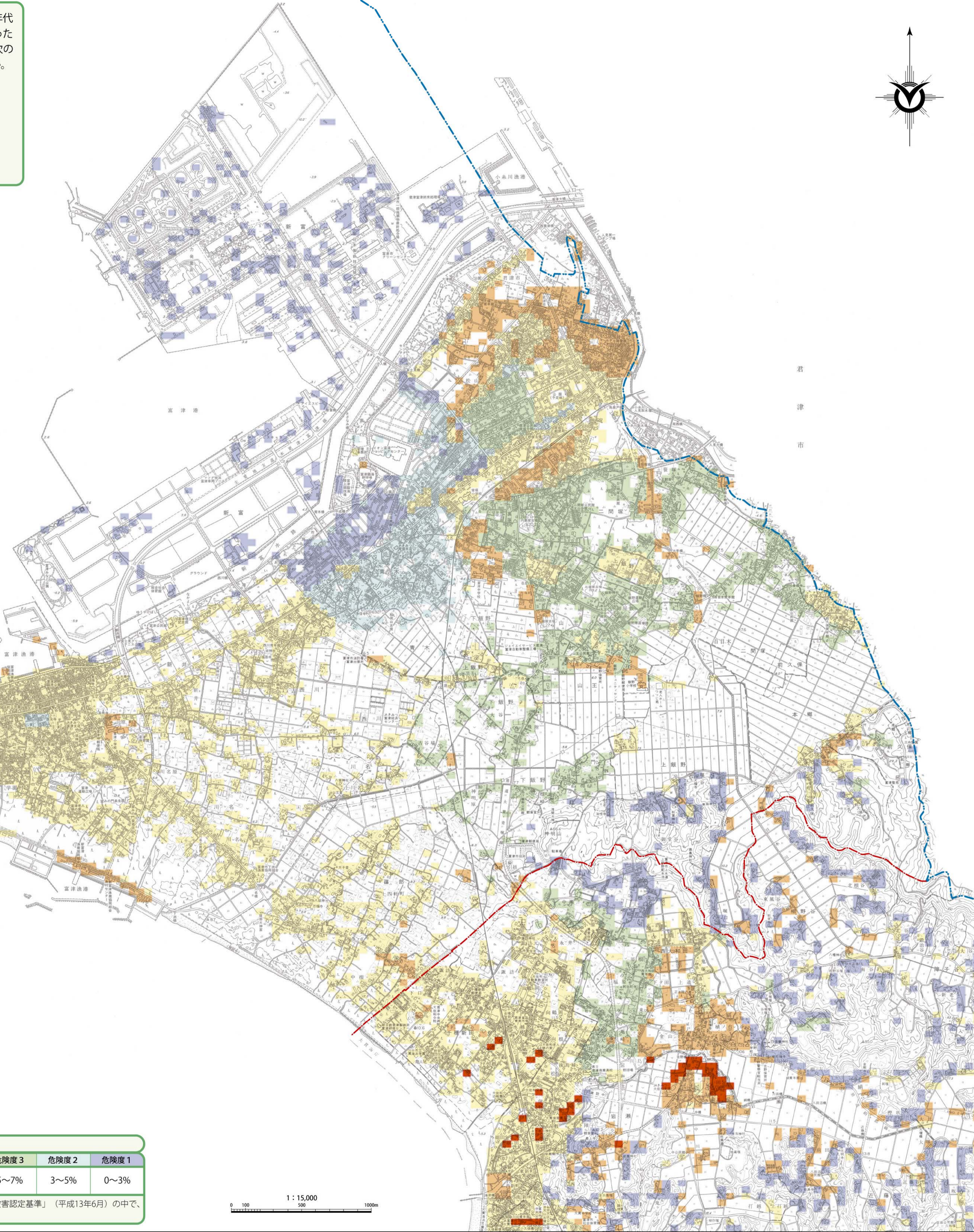
- 自宅や近隣の危険度はどのくらい？
- 学校や職場の危険度はどのくらい？
- 自宅や学校、職場の建物の耐震性はあるの？
- 家の中の家具や家電製品は倒れてこない？



地域の危険度凡例

危険度	危険度7	危険度6	危険度5	危険度4	危険度3	危険度2	危険度1
地域内の建物の中で全壊する建物の割合	30%～	20～30%	10～20%	7～10%	5～7%	3～5%	0～3%

全壊：地震などの自然災害による建物の被害の程度を示す言葉で、国が定めた「災害の被害認定基準」（平成13年6月）の中で、「住居がその居住のための基本的機能を喪失したもの」と定義されています。



1:15,000
0 100 500 1000m